



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年3月15日金曜日 第1339号

◇ 目 次 ◇ 告 示

特約業者の指定の取消し.....	297
落札者等の告示.....	297
鳥獣保護事業計画の公表.....	297
愛媛県職業訓練生災害見舞金支給規程の一部改正.....	298
新たな土地改良事業の施行の認可（3件）.....	298
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（5件）.....	298
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	299
市営土地改良事業の施行の同意.....	299
町営土地改良事業の施行の同意.....	299
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（5件）.....	299
農地保有合理化作業の実施に関する規程の承認.....	300
監視伝染病発生予防検査の実施.....	300
監視伝染病の発生予防のための注射の実施.....	301
保安林の指定.....	301
海砂利年間採取認可総量の決定.....	302
道路の区域変更（県道壬生川丹原線）.....	302
道路の供用開始（"）.....	302
道路の区域変更（一般国道317号外）.....	303
道路の供用開始（"）.....	303
道路の区域変更（県道鈍川伊予大井停車場線外）.....	304
道路の供用開始（県道横浜生名港線）.....	304
道路の区域変更（県道大島環状線）.....	304
道路の区域変更（県道大三島環状線外）.....	305
道路の供用開始（"）.....	305
道路の供用開始（県道大三島環状線）.....	305
道路の区域変更（一般国道437号外）.....	305
道路の供用開始（"）.....	306
道路の区域変更（県道中山砥部線）.....	306
道路の供用開始（"）.....	306
道路の区域変更（県道池田川崎線）.....	307
道路の供用開始（"）.....	307

道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	307
道路の供用開始（"）.....	308
道路の区域変更（県道宇和島城辺線）.....	308
道路の供用開始（"）.....	308
開発行為に関する工事の完了.....	308
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	308
道路の位置の指定.....	309

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 309

県議会告示

議会が管理する公文書の公開に関する規程の一部改正..... 309
 議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程..... 310

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第572号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
原町石油株式会社 西岡利昌	伊予郡砥部町高尾田763番地	平成14年3月7日

○愛媛県告示第573号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
住民基本台帳ネットワークシステム用ICカードリーダライタ 一式	愛媛県総務部市町村課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成14年1月17日	西日本電信電話株式会社愛媛支店 愛媛県松山市一番町四丁目3番	月額 9,555円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第574号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ2第1項の規定に基づき、第9次鳥獣保護事業計画を立てた。
第9次鳥獣保護事業計画書の写しは、愛媛県民環境部環

境局自然保護課並びに各地方局産業経済部林業課及び各地方局出張所林業課において供覧する。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第575号

愛媛県職業訓練生災害見舞金支給規程（昭和40年3月愛媛県告示第264号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。ただし、この告示の施行の際現に改正前の愛媛県職業訓練生災害見舞金支給規程様式第4号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県職業訓練生災害見舞金支給規程様式第4号の規定により提出された書類とみなす。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

様式第4号中「様式第4号」を「様式第4号（第3条関係）」に、「

負傷または 発病年月日

」を「

負傷又は発 病年月日

」に、「治ゆ」を「治癒」に、「こえる」を「超える」に、「看護婦 付添婦」を「看護師 付添人」に改め、同様式記入上の注意2中「付添看護」を「付添看護」に、「看護婦免許証の写」を「看護師免許証の写し」に、「および」を「及び」に、「看護婦が」を「看護師が」に、「付添婦または家族がつきそつた」を「付添人又は家族が付き添つた」に改め、同様式記入上の注意3及び4中「および」を「及び」に改め、同様式記入上の注意5中「消す」を「、消す」に改める。

○愛媛県告示第576号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市船屋土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長福地区）の施行を平成14年3月6日認可した。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市船屋土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・矢倉長福地区）の施行を平成14年3月6日認可した。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第578号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市飯岡土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・早川地区）の施行を平成14年3月6日認可した。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第579号

土居町小林土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中井出地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項

の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中井出地区）計画書の写し
 - (2) 土居町小林土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成14年3月18日から4月15日まで
- 3 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第580号

土居町上野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・猿喰ゲート地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・猿喰ゲート地区）計画書の写し
 - (2) 土居町上野土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成14年3月18日から4月15日まで
- 3 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第581号

土居町北野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・鍛地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・鍛地区）計画書の写し
 - (2) 土居町北野土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成14年3月18日から4月15日まで
- 3 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第582号

土居町北野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・神の木地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8

条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する

。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・神の木地区）計画書の写し
 - (2) 土居町北野土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成14年3月18日から4月15日まで
- 3 縦覧場所

土居町役場

○愛媛県告示第583号

土居町北野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・鍛屋上地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する

。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・鍛屋上地区）計画書の写し
 - (2) 土居町北野土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成14年3月18日から4月15日まで
- 3 縦覧場所

土居町役場

○愛媛県告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、東宇和郡明浜町大字俵津地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（畑地帯総合土地改良事業・俵津地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成14年3月18日から4月15日まで
- 3 縦覧場所

明浜町役場

○愛媛県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上吾川野々窪池地区）の施行に平成14年3月6日同意した。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、小田町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・トリノクボ地区）の施行に平成14年3月6日同意した。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第587号

久万町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・西之浦地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 久万町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・西之浦地区）計画書の写し
 - (2) 久万町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成14年3月18日から4月15日まで
- 3 縦覧場所

久万町役場

○愛媛県告示第588号

久万町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中組地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 久万町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中組地区）計画書の写し
 - (2) 久万町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成14年3月18日から4月15日まで
- 3 縦覧場所

久万町役場

○愛媛県告示第589号

久万町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・帯石地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次の

とおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 3月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 久万町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・帯石地区）計画書の写し
- (2) 久万町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成14年 3月18日から 4月15日まで

3 縦覧場所

久万町役場

○愛媛県告示第 590 号

久万町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・広瀬地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 3月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 久万町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・広瀬地区）計画書の写し
- (2) 久万町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成14年 3月18日から 4月15日まで

3 縦覧場所

久万町役場

○愛媛県告示第 591 号

野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・岡地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 3月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 野村町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・岡地区）計画書の写し
- (2) 野村町土地改良事業分担金徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成14年 3月18日から 4月15日まで

3 縦覧場所

野村町役場

○愛媛県告示第 592 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程を次のとおり承認した。

平成14年 3月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

承認を受けた農地保有合理化法人の種類	承認に係る農地保有合理化事業の種類	承認年月日
周桑農業協同組合	法第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる事業	平成14年 3月 7日

○愛媛県告示第 593 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の検査を次のとおり実施する。

平成14年 3月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 実施の目的

ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

2 実施の対象となる家畜の範囲及び実施する区域

(1) ブルセラ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	大洲市、喜多郡全域、宇和町、八幡浜市
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(2) 結核病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	野村町、城川町
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(3) ヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	川之江市、伊予三島市、新居浜市、宇摩郡全域、越智郡全域、宇和島市、吉田町、三間町

	、松野町、津島町、南 宇和郡全域
2 種付けの用に供し、又は供する 目的で飼育している雄牛及びこれ と同一施設内で飼育しているその 他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(4) 馬伝染性貧血

実施の対象となる馬の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する 目的で飼育している雄馬	県下一円
2 競馬法（昭和23年法律第158号） による競馬に出場する馬	

(5) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）

実施の対象となる鶏の範囲	実施する区域
人工ふ化の用に供し、又は供する 目的で飼育している鶏	県下一円

(6) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜の範囲	実施する区域
知事の指定する家畜	県下一円

3 実施の期日

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に
おいて、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病
- (2) 結核病
- (3) ヨーネ病
- (4) 馬伝染性貧血
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第
35号）に定める方法で行う。
- (5) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）
急速凝集反応法
- (6) 知事の指定するその他の疾病
知事の指定する方法

○愛媛県告示第594号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条の規定
に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり
実施する。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 実施の対象となる家畜の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
1 繁殖の用に供し、又は供する 目的で飼育している雌豚	県下一円
2 種付けの用に供し、又は供する 目的で飼育している雄豚	

2 実施の期日

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に
おいて、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第595号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定
により、次のように保安林の指定をする。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林の所在場所

宇和島市寄松字梶畑乙251の1、乙251の2、乙265
の1、乙265の2、字務谷乙266の1、乙266の2、乙
267の1から乙267の3まで、乙268、乙269の1から
乙269の3まで、乙270、乙271の1から乙271の3ま
で、乙272から乙274まで、乙278、乙279、乙280の
1から乙280の3まで、乙281の1、乙282の1、乙2
83から乙285まで、乙286の1、乙287の1、乙287の
2、乙288、乙289の1から乙289の3まで、乙290か
ら乙293まで、乙294の1、乙294の2、乙296の1、
乙296の2、甲1434、甲1478、甲1480から甲1484まで、
字固城甲1476、甲1479

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字務谷乙266の1、乙269の1、乙271の1、乙
290、乙291、乙293

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定
めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

宇和島市三浦東2554

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所

温泉郡中島町大字野忽那甲 3、乙 6

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

4(1) 保安林の所在場所

温泉郡中島町大字饒乙27の 1、乙27の 2、乙28、乙29の 1、乙29の 2、乙30の 4、乙32、乙33、大字吉木乙 4 43

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字饒乙28・乙32・乙33・大字吉木乙 443（以上 4筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

5(1) 保安林の所在場所

北宇和郡津島町大字近家字ヤグマ乙 3、乙 5 の 4、乙 5 の 11、乙 5 の 25

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヤグマ乙 5 の 4、乙 5 の 11、乙 5 の 25

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに宇和島市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 596 号

愛媛県海砂利採取認可要綱（昭和55年12月 1 日制定）第 3 条第 1 項の規定により、平成14年度の海砂利に係る年間採取認可総量を次のとおり決定した。

平成14年 3月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 平成14年度の海砂利に係る年間採取認可総量
3,000,000立方メートル

2 知事は、平成14年度においては、1の年間採取認可総量の範囲内で砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可をするものとする。

○愛媛県告示第 597 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	壬生川丹原線	周桑郡丹原町大字北田野878番 1 地先から	旧	メートル 13.8	キロメートル 0.120	
		同大字893番 2 地先まで	新	13.8～27.4	0.120	

○愛媛県告示第 598 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川丹原線	周桑郡丹原町大字願連寺518番9	平成14年3月25日
"	"	周桑郡丹原町大字北田野878番1地先から 同大字893番2地先まで	"

○愛媛県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	317号	今治市別宮町七丁目14番1地先から 同市石井町一丁目73番1地先まで	旧	メートル 15.0	キロメートル 0.070	
			新	15.0~28.0	0.070	
"	"	今治市近見町二丁目甲103番5地先から 同町二丁目甲109番1地先まで	旧	23.2~30.6	0.100	
			新	24.7~25.6	0.100	
県 道	今治波方港線	今治市北宝来町三丁目3番32地先から 同町三丁目3番4地先まで	旧	17.7~22.5	0.025	
			新	17.7~51.8	0.025	
"	今治丹原線	今治市五十嵐字額ヶ内甲23番1地先から 同市新谷字太田甲1504番2地先まで	旧	5.2~14.5 13.6~32.4	0.775 0.723	
			新	5.2~14.5 13.6~32.0	0.775 0.723	
"	"	今治市新谷字赤田甲767番1地先から 越智郡朝倉村大字古谷甲1220番地先まで	旧	4.7~13.0 12.6~62.7	0.796 0.773	
			新	12.6~62.7	0.773	
"	波方環状線	越智郡波方町大字波方字野間手甲3180番1地先から 同大字字大角乙946番2地先まで	旧	9.8~25.0	0.131	
			新	12.0~30.0	0.131	

○愛媛県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	317号	今治市別宮町七丁目14番1地先から 同市石井町一丁目73番1地先まで	平成14年3月15日
"	"	今治市近見町二丁目甲103番5地先から 同町二丁目甲109番1地先まで	"
県 道	今治波方港線	今治市北宝来町三丁目3番32地先から 同町三丁目3番4地先から	"

〃	今治丹原線	今治市五十嵐字額ヶ内甲23番1地先から 同市新谷字太田甲1504番2地先まで	〃
〃	波方環状線	越智郡波方町大字波方字野間手甲3180番1地先から 同大字字大角乙946番2地先まで	〃

○愛媛県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鈍川伊予大井停車場線	越智郡玉川町大字大野字モリタ甲132番1から 同町大字摺木字若佐地甲122番4地先まで 及 び 越智郡玉川町大字大野字ミヤノ下甲151番1地先 から 同町大字摺木字若佐地甲122番4地先まで	旧	メートル 11.9～18.3	キロメートル 0.332	
		越智郡玉川町大字大野字モリタ甲132番1から 同町大字摺木字若佐地甲122番4地先まで	新	11.9～18.3	0.332	
〃	横浜生名港線	越智郡生名村2244番地先まで 同村2284番地先まで	旧	3.3～13.8	0.304	
			新	4.6～16.7	0.304	

○愛媛県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	横浜生名港線	越智郡生名村2244番地先まで 同村2284番地先まで	平成14年3月15日

○愛媛県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大島環状線	越智郡宮窪町大字早川505番1から 同大字495番まで	旧	メートル 2.8～10.0	キロメートル 0.176	
			新	2.8～10.0 8.5～13.4	0.176 0.146	
〃	〃	越智郡宮窪町大字早川495番から 同大字237番地先まで	旧	3.2～6.8	0.064	
			新	8.2～11.0	0.064	

○愛媛県告示第 604 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大三島環状線	越智郡上浦町大字盛2786番地先から 同大字3112番地先まで	旧	メートル 6 8 ~ 22 8	キロメートル 0 426	
			新	18 4 ~ 32 8	0 426	
"	今治丹原線	越智郡朝倉村大字山口甲303番 1 地先から 同村大字朝倉下甲752番 2 まで	旧	3 6 ~ 8 2	0 912	
			新	12 5 ~ 27 8	0 912	
"	岩城環状線	越智郡岩城村2883番 2 から 同村2882番 2 まで	旧	6 0 ~ 9 0	0 044	
			新	10 5 ~ 13 5	0 044	

○愛媛県告示第 605 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	越智郡大三島町大字浦戸2284番 1 地先から 同大字1355番 2 まで	平成14年 3月15日
"	"	越智郡上浦町大字盛2786番地先から 同大字3112番地先まで	"
"	岩城環状線	越智郡岩城村2883番 2 から 同村2882番 2 まで	"

○愛媛県告示第 606 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	越智郡大三島町大字宗方4500番地先から 同大字3751番地先まで	平成14年 3月15日

○愛媛県告示第 607 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	437号	松山市久万ノ台1421番11から 同市久万ノ台乙99番5まで	旧	メートル 22.3~23.7	キロメートル 0.025	
			新	25.4~26.2	0.025	
県 道	松山港線	松山市三杉町2872番55から 同町2872番51まで	旧	8.6~10.4	0.019	
			新	11.6~13.8	0.019	
"	松山北条線	松山市菅沢町甲942番から 同町甲919番2まで	旧	4.9~10.6	0.396	
			新	14.0~31.0	0.260	

○愛媛県告示第608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	437号	松山市久万ノ台1421番11から 同市久万ノ台乙99番5まで	平成14年3月15日
県 道	松山港線	松山市三杉町2872番55から 同町2872番51まで	"
"	松山北条線	松山市菅沢町甲942番から 同町甲919番2まで	平成14年3月25日
"	松山東部環状線	松山市三津二丁目364番から 同市三津一丁目85番まで	平成14年3月15日

○愛媛県告示第609号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中山砥部線	伊予郡中山町大字栗田甲715番4から 同大字乙927番5地先まで	旧	メートル 7.0~10.4	キロメートル 0.160	
			新	9.0~42.4	0.160	

○愛媛県告示第610号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山砥部線	伊予郡中山町大字栗田甲715番4から 同大字乙927番5地先まで	平成14年3月15日

○愛媛県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	池田川崎線	喜多郡内子町大瀬南5027番3	旧	メートル 5.8～7.0	キロメートル 0.023	
			新	6.6～8.7	0.023	
"	"	喜多郡内子町大瀬南5044番2	旧	5.4～13.6	0.090	
			新	7.0～15.4	0.090	

○愛媛県告示第612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田川崎線	喜多郡内子町大瀬南5027番3	平成14年3月15日
"	"	喜多郡内子町大瀬南5044番2	"

○愛媛県告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成14年3月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町大字内子甲414番1から 同郡五十崎町大字古田甲1701番10まで	旧	メートル 4.2～15.0 15.0～87.5	キロメートル 0.840 1.143	
		喜多郡内子町大字内子甲414番1から 同郡五十崎町大字古田甲1701番10まで 及 び 喜多郡内子町大字内子字吉田甲1984番6から 同郡五十崎町大字古田甲1701番10まで	新	4.2～15.0 13.2～87.5	0.840 1.138	

○愛媛県告示第 614 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成14年 3月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町内子307番から 同郡五十崎町大字古田甲1701番 1 まで	平成14年 3月22日

○愛媛県告示第 615 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成14年 3月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	北宇和郡津島町大字岩淵巳63番 1 地先から 同町大字増穂丁 3 番 1 地先まで	旧	メートル 4.8 ~ 17.0	キロメートル 0.255	
			新	15.0 ~ 18.6	0.255	

○愛媛県告示第 616 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成14年 3月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	北宇和郡津島町大字岩淵巳63番 1 地先から 同町大字増穂丁 3 番 1 地先まで	平成14年 3月15日

○愛媛県告示第 617 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 平成14年 3月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
西局建（開）第26号 平成14年 2月27日	西条市下島山字北三楽甲1313番 8	西条市大町175番地の 4 中 村 正 芳
西局丹土（開）第26号 平成14年 3月 4 日	周桑郡丹原町大字来見甲156番地 2 及び甲224番地 2	周桑郡丹原町大字池田1733番地 1 丹原町長 渡 部 高 尚

○愛媛県告示第 618 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定に基づき、南予レクリエーション都市計画公園事業 6・5・1号丸山公園（宇和島市施行）の事業計画の変更を次のよう

に認可した。

平成14年 3月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成 5 年 3月30日から平成19年 3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

宇和島市伊吹町字ショブガ坂、字カツガ平、字かつがひら、字カツガヒラ、字神ヶ谷、字池の奥及び字近永、和霊町字菖蒲ヶ坂並びに丸穂町字新田及び字千本松地内

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第 619 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年 3 月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

周桑郡小松町大字新屋敷字中町裏甲 318 番 1 及び甲 318 番 3

2 申請人の住所氏名

西条市中野甲1308番地 4
有限会社中央エステート
代表取締役 岡村 重治

3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年 3 月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年 3 月 5 日	特定非営利活動法人 愛媛シルバーサポートセンタ	松 井 功	北宇和郡広見町大字永野市470番地	この法人は高齢者や障害者等の方々が必要な就業の機会を得て追加的収入を得るとともに、健康を保持し生きがいを持ち地域社会に参加できるように支援するために高齢者や障害者等に相応しい臨時的、短期的な仕事を企業・家庭・公共団体等から引き受け、それぞれに合った仕事を登録会員に提供するとともに、地域住民に対して理解と協力のための普及啓発、調査研究等を行い、もって地域の振興と福祉の向上に寄与することを目的とする。
平成14年 3 月 5 日	特定非営利活動法人 子育てネットワークえひめ	山 本 由美子	松山市西長戸町317番地 1	この法人は、不特定多数の個人、団体を対象に、少子高齢化、核家族化社会を背景とした子育てに関する様々な課題の解決に向けて、現状の調査研究を行い、地域の人々の活力や能力を生かした多様な子育て支援活動を展開し、広く普及を図るとともに、保健、福祉、社会教育、人権、環境、まちづくり、男女共同参画、市民活動促進など、様々な分野で活動している団体との子育てに関するネットワーク化を図ることによって、子どもの健全な育成、及び共に支え合う豊かな子育て環境と、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

県議会告示

○愛媛県議会告示第 1 号

議会が管理する公文書の公開に関する規程（平成10年12月愛媛県議会告示第 1 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成14年 3 月15日

愛媛県議会議長 山 本 敏 孝

第 2 条中「議会運営委員会」の下に「（以下「委員会」という。）」を加える。

第 5 条を次のように改める。

（不服申立てに対する委員会の調査権限）

第 5 条 委員会は、必要があると認めるときは、議長に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、委員会に対し、その提示さ

れた公文書の公開を求めることができない。

2 議長は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、議長に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を委員会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、委員会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、委員会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は議長（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

第 6 条を第13条とし、第 5 条の次に次の 7 条を加える。

（意見の陳述）

第6条 委員会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第7条 不服申立人等は、委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第5条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第6条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の送付)

第9条 委員会は、第5条第4項又は第7条の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

(調査審議手続の非公開等)

第10条 第2条の規定による諮問に応じて行う委員会の調査審議の手続は、公開しない。

2 委員会の委員は、前項の調査審議によって知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(答申書の送付等)

第11条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第12条 第5条から前条までに定めるもののほか、不服申立ての調査審議に関し必要な事項は、委員会が定める。

○愛媛県議会告示第2号

議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

平成14年3月15日

愛媛県議会議長 山本 敏 孝

議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号。以下「条例」という。)の規定に基づき、議会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(不服申立てがあった場合の委員会への諮問)

第2条 議長は、開示決定等、訂正決定等又は削除決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不

服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、議会運営委員会(以下「委員会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

(3) 決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求に係る個人情報を当該訂正請求と同一の内容で訂正する旨の決定を除く。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報を訂正請求と同一の内容で訂正することとするとき。

(4) 決定で、不服申立てに係る削除決定等(削除請求に係る個人情報の全部を削除する旨の決定を除く。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を削除することとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第3条 議長は、前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を不服審査諮問通知書(別記様式)により通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対の意思を表示した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(不服申立てに対する決定)

第4条 議長は、第2条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(再申出があった場合の委員会への諮問)

第5条 議長は、再申出があったときは、当該再申出の趣旨に沿った処理を行おうとする場合を除き、委員会に諮問しなければならない。

(再申出に対する処理等)

第6条 議長は、前条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該再申出に対する処理を行い、再申出をした者(以下「再申出者」という。)に対し、当該処理の内容(当該再申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあつては、その理由を含む。)を書面により通知しなければならない。

(不服申立て及び再申出に対する委員会の調査権限)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、議長に対し、開示決定等、訂正決定等又は削除決定等に係る個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、委員会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 議長は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、議長に対し、開

示決定等、訂正決定等又は削除決定等に係る個人情報の内容を委員会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、委員会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、委員会は、不服申立て又は再申出に係る事件に関し、不服申立人、参加人、再申出者、議長その他関係人に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 委員会は、不服申立人、参加人又は議長(以下「不服申立人等」という。)から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第9条 不服申立人等は、委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された公文書閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第8条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の送付)

第11条 委員会は、第7条第4項又は第9条の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

(調査審議手続の非公開等)

第12条 第2条又は第5条の規定による諮問に応じて行う委員会の調査審議の手続は、公開しない。

- 2 委員会の委員は、前項の調査審議によって知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

。

(答申書の送付等)

第13条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第14条 第7条から前条までに定めるもののほか、不服申立て又は再申出の調査審議に関し必要な事項は、委員会が定める。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、議会が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成14年愛媛県規則第1号)の規定の例によ

る。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係） 不服審査諮問通知書

不服審査諮問通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県議会議長 印

次の異議申立てについては、議会運営委員会に諮問をしました。

異議申立年月日	年 月 日
異議申立ての対象 となった決定	年 月 日 第 号
	(異議申立てに係る個人情報の内容)
諮問をした年月日	年 月 日
主 務 課	電話番号 () - 内線